

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日とする)

目 次

◇ 告 示

西日本宝くじ事務協議会の規約の一部変更
昭和五十六年度鳥取県民栄養調査実施要領
生活保護法による医療機関の指定

農業振興地域の区域の変更

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良事業計画の適否の決定 (九件)

入会林野整備計画の適否の決定

旧慣使用林野整備計画の認可

解除予定の保安林

◇ 人委規則

職員の仕事の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公 告

消防設備士講習の実施

告 示

鳥取県告示第六十二号

西日本宝くじ事務協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六において例による同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を改正する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように改正する。

第五条中「福岡市中央区天神一丁目一番一号」を「福岡市博多区東公園七番七号」に改める。

附 則

この規約は、昭和五十六年十一月十六日から施行する。

鳥取県告示第六十三号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、昭和五十六年度鳥取県民栄養調査を次の要領により行うので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十六年度鳥取県民栄養調査実施要領

一 調査の目的

この調査は、県民の健康状態及び栄養状態の実態を把握し、県民の栄養改善及び健康増進対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査区及び調査世帯の指定

調査区は、昭和五十五年国勢調査の調査区から抽出した次の表に掲げる区域とし、調査世帯は、知事が当該区域内から一調査区当たりおおむね三十世帯を知事が指定する。

| 調査区の昭和五十五年国勢調査の調査区番号 | 区 域 |
|----------------------|---------------|
| 〇九三一 | 鳥取市行徳ろの一部 |
| 三一七一 | 米子市上後藤の一部 |
| 二〇八一 | 境港市上道町の一部 |
| 〇四九一 | 岩美郡岩美町大字院内の一部 |
| 〇四二一 | 八頭郡家町大字覚王寺 |
| 〇三八一 | 気高郡青谷町大字河原の一部 |
| 〇二五一 | 東伯郡東郷町大字別所 |
| 〇四五 | 東伯郡大栄町大字妻波の一部 |
| 〇〇四 | 西伯郡岸本町大殿の一部 |
| 〇七三一 | 日野郡日南町中石見の一部 |

三 調査員の任命

知事は、この調査に従事させるため、医師、栄養士、保健婦、臨床検査技師、衛生検査技師その他の職にある者のうちから調査員を任命する。

四 調査の種類

この調査は、身体状況調査、栄養摂取状況調査、食生活状況調査及びみそ汁塩分濃度調査とする。

五 調査の期日

昭和五十六年十一月五日から同月二十七日までの間に各調査について調査区ごとに指定する日に行う。

六 調査事項及び調査方法

1 身体状況調査は、次の各号に掲げる事項について、調査員が測定し、又は診断し、その結果を調査票に記入することによって行う。

| 調査事項 | 調査対象者 |
|-----------|-----------|
| (一) 身長 | 一歳以上の世帯員 |
| (二) 体重 | |
| (三) 皮下脂肪厚 | 十五歳以上の世帯員 |
| (四) 血圧 | |
| (五) 血液 | |
| (六) 尿 | |

2 栄養摂取状況調査は、次に掲げる事項について、調査員が、調査世帯ごとに調査票を配布し、記入された調査票の提出を受けることによつて行う。

- (一) 世帯及び世帯員の状況
- (二) 調査の期日前三日間における食事の状況及び料理名並びに食品の名称及びその摂取量
- 3 食生活状況調査は、次に掲げる事項について、調査員が、十五歳以上の世帯員に調査票を配布し、記入された調査票の提出を受けることによつて行う。

(一) 栄養分のバランス

(二) 食品の摂取傾向

(三) 食品の嗜好

(四) 料理の嗜好

- 4 みそ汁塩分濃度調査は、みそ汁に含まれている塩分の割合について、調査員が、調査世帯ごとに測定し、その結果を調査票に記入することによつて行う。

七 結果の公表

知事は、この調査の結果を、昭和五十六年度県民栄養調査報告書その他の印刷物によつて公表する。

鳥取県告示第千六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|----------------------|-------------|
| 惠 齒 科 医 院 | 西伯郡日吉津村大字日吉津 八四一― | 昭和五十六年十月十三日 |

鳥取県告示第千六十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七條第一項の規定に基づき、国府町に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六條第五項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び鳥取地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称 | 区 域 |
|------|--|
| 国府地域 | 国府町の区域のうち、次の区域を除いた区域 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八條第一項の規定により決定された市街化区域 二 氷ノ山後山那岐山国定公園の特別保護地区の全部及び特別地域の一部 |

三 昭和五十二年三月鳥取県告示第四百一十一号で定めた鳥取森林計画区に係る地域森林計画の国府町に係る林班番号二十七、二十八、四十六、四十八から五十四まで、五十八から六十一まで、六十四、六十五、六十七、七十六から八十三まで、八十八、九十一、九十二、九十六から百一まで及び百三から百十三までの全部の区域並びに林班番号二十九、三十及び六十六の各一部の区域並びに昭和五十六年三月一日現在の国有林の林班番号二十八から三十一までの全部の区域

鳥取県告示第千六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（大山地区ほ場整備）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

大山町役場及び淀江町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第千六十七号

昭和五十六年七月九日付けで日野町から申請のあつた土地改良（下榎（榎市）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十八号

昭和五十六年七月二十一日付けで日野町から申請のあつた土地改良（黒坂（山崎）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認め
たので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第
五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示す
る。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千六十九号

昭和五十六年八月二十四日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（山
田地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたの
で、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千七十号

昭和五十六年八月二十四日付けで東伯町から申請のあつた土地改良（山
田地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお
いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十一号

昭和五十六年八月二十五日付けで河原町から申請のあった土地改良（ヒワケ谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十二号

昭和五十六年九月三日付けで岩美町から申請のあった土地改良（大谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十三号

昭和五十六年九月三日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（長郷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

昭和五十六年九月十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良（池ノ内地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

昭和五十六年九月十八日付けで江府町から申請のあつた土地改良（尾上原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十六号

日野郡日野町舟場三〇三番地舟場入会林野整備組合組合長佐々木繁治から申請のあつた舟場入会林野整備計画については、昭和五十六年十月三日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

舟場入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月三十一日から三十九日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

佐治村長から申請のあつた尾原地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和五十六年十月二十四日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字五代ヶ平三四六、大字上中谷字笹畑西山二

二五（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

人事委員会規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の知事の事務部局の地方機関の自治研修所の項中

| |
|----|
| 所長 |
| 次長 |

を

| |
|----|
| 所長 |
| 次長 |

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の項中

| |
|-------|
| 自治研修所 |
| 所長 |
| 次長 |

| | | | |
|-----|---|----------|-----------------------|
| 三 種 | を | 自治研修所 | |
| | | 所長 次長 | 所長(人事委員会 したものに限り。) |

| | |
|-----|-----|
| が承認 | 二 種 |
| | 三 種 |

に定める。

附 則

この規程は、昭和五十六年十一月一日から施行する。

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8の2に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次の要領により実施する。

昭和56年10月30日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 講習実施区分

| 講習の区分 | 講習の対象となる消防設備士の種類及び区分 |
|-------|---|
| 第一種 | 第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 |
| 第二種 | 第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 |
| 第三種 | 第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士 |
| 第四種 | 第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 |
| 第五種 | 第六類の乙種消防設備士 |

2 講習の日時及び講習科目

| 月 日 | 時 間 | 講習の区分 | 講 習 科 目 |
|--------------------|---------------------------------------|-----------------------------|--|
| 昭和56年 12月7日(月) | 9時30分から 12時30分まで 13時から 17時まで | 第一種 | 消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 |
| 昭和56年 12月8日(火) | 9時30分から 12時30分まで 13時から 17時まで | 第三種 | 消防用設備等に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 |
| 昭和56年 12月10日(木) | 9時30分から 12時30分まで 13時から 17時まで | 第二種 第四種 第五種 (各種共通) | 消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 |
| | | 第五種 | 消防用設備等に関する事項 |

| | | | |
|---------------------|---------------------------------|------------|--------------------------|
| 昭和56年 12月11日 (金) | 9時から 13時まで 13時から 17時まで | 第二種 第四種 | 消防用設備等の工事又は整備等に関 する事項 |
|---------------------|---------------------------------|------------|--------------------------|

注 (1) 第三種講習には、ガス漏れ火災警報設備に係る特別講習を含む。
 (2) 講習終了後、講習の区分ごとに、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529番地2

鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和56年11月5日から同月14日まで（郵送の場合は、昭和56年11月14日までの消印があるものは有効とする。）

(2) 受講申請書の提出先

鳥取市田園町三丁目124番地

社団法人鳥取県消防設備保守協会

(3) 提出書類

ア 受講申請書

二種類以上受講しようとする者は、講習の区分ごとに提出すること。

イ 写真

受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル正面上半身像のものを受講申請書にはり付けること。

(4) 受講手数料 一の講習の区分につき 3,000円（鳥取県収入証紙により納付すること。）

5 その他

(1) 受講当日受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) その他不明の点は、鳥取県総務部消防防災課（電話0857-26-7063）又は社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857-26-5165）に問い合わせること。